

学校運営協議会設置推進事業費補助金交付要綱

(補助の目的)

第1条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、次代の山梨を担う子供たちの個性と創造性を育む新たな学校づくりに向け、保護者・地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の設置を推進するため、県内市町村（組合）教育委員会（以下「補助事業者」という。）が実施するコミュニティ・スクール推進体制構築事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象及び補助金の限度額)

第2条 この補助金の補助対象経費は、補助事業者の取組に要する経費とし、対象経費及び補助限度額は別表のとおりとする。

(補助金交付申請)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）を添えて、別途通知する日までに教育長に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第4条 教育長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、内容が適当と認められるときは、速やかに補助金交付決定通知書（第4号様式）を送付するものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 前条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を提出し、教育長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を提出し、教育長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告してその指示を受けること。

(実績報告書の提出)

第6条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）、事業報告書（第7号様式）及び収支決算書（第8号様式）を添えて、教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第7条 教育長は、前条による実績の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(交付決定の取消等)

第8条 教育長は、第5条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令又はこの要綱に基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、精算払いとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付手続については、別に通知するところによる。

附 則

この要綱は平成27年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月2日から施行する。

別表（国の「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」を利用）

補助区分	補助対象経費	補助率
学校運営協議会 設置推進事業	諸謝金、旅費、借料及び損料、消耗品費、会議 費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費 ただし、1自治体当たり補助対象経費は80万 円を限度とする。	2／3以内